

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで
毎年4月ごろに国民年金保険料の納付書が自宅に届いており、申立期間についても、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付しているため、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦共に申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は9か月と短期間である。

さらに、申立人夫婦は昭和48年5月8日にA市町村へ引っ越しているが、申立期間前後の期間について、A市町村で49年4月及び50年2月に夫婦共に納付が確認できることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで
毎年4月ごろに国民年金保険料の納付書が自宅に届いており、申立期間についても、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付しているため、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦共に申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は9か月と短期間である。

さらに、申立人夫婦は昭和48年5月8日にA市町村へ引っ越しているが、申立期間前後の期間について、A市町村で49年4月及び50年2月に夫婦共に納付が確認できることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から46年3月まで

昭和51年ごろ、市町村役場の職員に国民年金保険料の納付を勧められ、金融機関まで付き添ってもらい、それまで毎年免除申請をしていたすべての国民年金保険料を納めたはずである。市町村役場から送付されてきた納付書で納めたので、納付した正確な額は覚えていないが、母から7万円ほど借りて納めたと記憶している。ねんきん特別便が届き確認したところ、さかのぼって納めたはずである当該期間が未納となっているのは、納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、昭和36年度から毎年度国民年金保険料の免除申請をしていたと主張しているが、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年2月4日に払い出されており、払出し以後の国民年金保険料の免除申請をしていたことは確認できるが、申立期間当時については、申立人は国民年金に未加入であり、保険料の免除申請をしていたとは推認し難い。

また、申立人は昭和51年ごろに、それまで免除申請をしていたすべての国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する特殊台帳では、昭和36年度及び37年度の保険料を第2回特例納付で、昭和50年10月6日に一括納付していることが確認できるが、申立期間に係る保険料の納付は確認できない。

さらに、この特例納付に係る保険料を含めたすべての申立期間の保険料を納付するのに必要な保険料額は、申立人が母から借りて納めたと記憶する金額と大きく相違する。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 から 47 年 12 月 まで
私が会社を退職し無職であった申立期間当時、兄が国民年金の加入手続をし、1年ほど国民年金保険料を納付しているはずである。
現在兄は亡くなっているが、兄から直接話を聞いており、上記のとおり加入及び納付していることに間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年4月25日に払い出されているが、払出日からすると申立期間は時効により納付できない上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の兄が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、申立人は、「兄が申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたことを、兄から直接聞いた。」と主張しているが、具体的な国民年金への加入状況や保険料の納付状況について聞いておらず、詳細が不明であり、また、兄は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から63年11月まで
申立期間については、昭和63年4月ごろに母がA市町村役場において国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料として23万円余りを当時の国民年金担当の係長に納めているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年4月ごろに申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料23万円余りをA市町村役場の窓口において一括で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年4月18日に払い出されており、申立期間は国民年金未加入期間である上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料額は、申立人の母が納付したとする金額と相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年ごろから 20 年 6 月ごろまで

私は、申立期間にA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。証拠となる書類も無く、勤務期間についての記憶も定かではないが、当該事業所の同僚が厚生年金保険に加入しているのに、私の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA事業所での業務内容及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の同僚は、A事業所での厚生年金保険被保険者記録があるものの、「申立人とは所属部署が異なっている。他の部署の厚生年金保険の加入については不明である。」と供述している。しかも、申立人は、同じ部署の同僚についての記憶が無く、ただ一人記憶している上司についても、当該事業所においての厚生年金保険被保険者記録は無い。

また、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿は空襲により焼失しているが、焼失を免れた厚生年金保険払出索引簿及び社会保険業務センター保管の厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の氏名は確認できない。

さらに、社会保険事務所保管のA事業所の前身であるB事業所在職者名簿において、申立人と同じ姓（名前は別名）が22人記載されているものの、B事業所及びA事業所においての厚生年金保険の加入が確認できる者は一人であり、かつ、その者からの供述は得られない。

加えて、A事業所の後継企業であるC事業所は、申立期間における関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の保険料控除については不明と回答している。

なお、申立人には、当該事業所に勤務していた期間及び厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことについての確かな記憶が無く、保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。